

新たにNPO団体が利用できるようになりました 富里市中小企業資金融資制度

市内の中小企業の振興を図るため、事業者が事業資金を円滑に調達できる融資制度があります。

■資金の種類

表のとおり

■融資条件

- 次年度の要件を全てを満たす中小企業の事業者
- 市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる
- 市税を完納している
- 必要に応じ提供できる担保がある（特別小口は不要）

富里市 商工観光課 商工振興班 ☎(93) 4942

千葉県信用保証協会の信用保証が受けられる

■ 利子補給 融資期間中に支払った利息に対し、年利2.0%の利子補給を実施しています。

■ 取扱金融機関

- 千葉銀行
- 京葉銀行
- 千葉信用金庫
- 銚子商工信用組合

■表

資金名	資金の用途	融資限度額	融資期間	融資利率	保証人
設備資金	生産設備や器具購入の資金、店舗、工場などの移転、新築、増築、改築などに要する資金	1,000万円	7年以内	1年以内 2.4%	【個人】 原則不要
運転資金	原材料、商品などの仕入や手形、買掛金の決済などに要する資金	1,000万円	5年以内	1年超～ 3年以内 2.6%	【法人】 代表者
特別小口事業資金	常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人）以下の個人や会社などが経営上必要とする設備資金または運転資金	設備資金 700万円 運転資金 300万円	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	3年超～ 5年以内 2.8%	【個人】 不要 【法人】 代表者
独立開業育成資金	3年以上同一企業の従業員や通算して5年以上同種の企業の従業員として勤務した人が独立して開業、または開業後1年未満の人が経営上必要とする設備資金または運転資金	設備資金 （貸付は所要金額の8割まで） 1,000万円 運転資金 500万円	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	5年超～ 7年以内 3.1%	【個人】 不要 【法人】 代表者
設備運転資金併用時限度額		1,200万円	7年以内		

※設備資金と運転資金を併用して借り入れるときは、融資限度額1,600万円（特別小口事業資金は1,000万円）で、融資期間は7年以内



ひとり親家庭 自立支援給付金事業

市では、ひとり親家庭の母または父を対象とした自立支援給付金事業を行っています。給付金を利用するには、事前申込が必要のため、まずは子育て支援課に相談してください。

■申請先

子育て支援課 児童家庭班 ☎(93) 4497



自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、就労に結びつく雇用保険制度の指定教育訓練講座（※）を受講した人に支給します。

※指定講座は、厚生労働省のホームページで確認できます。

● 厚生労働大臣指定教育訓練講座
http://www.kyufunhw.go.jp/kenzaku/T_K_kouza

■対象者 市内在住で、20歳未満の子を養育している、ひとり親家庭の母または父で、次の全ての要件を満たす人

- 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある
- 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない
- 就業経験や技能、資格の取得状況と労働市場の状況などから判断し、教育訓練を受けることが適確に就くために必要であると認められた
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給したことがない

■支給額

受講費用（1万、2000円、20万円）の6割相当額（受講修了後に支給）



高等職業訓練促進給付金など

ひとり親家庭の母または父が、看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修業した人に支給します。

■対象者 市内在住で、20歳未満の子を養育している、ひとり親家庭の母または父で、次の全ての要件を満たす人

- 児童扶養手当の支給を受けている人、または同様の所得水準にある
- 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- 仕事または育児と修業の両立が困難である

■支給期間・支給額

- 高等職業訓練促進給付金 修業期間の全期間（上限3年）
- 市町村民税非課税世帯 月額10万円
- 市町村民税課税世帯 月額7万5000円
- 高等職業訓練修了支援給付金 訓練修了後に支給
- 市町村民税非課税世帯 5万円
- 市町村民税課税世帯 2万5,000円

年金生活者等支援 臨時福祉給付金を実施します

「一億総活躍社会」の実現に向け、低年金受給者への支援と高齢者世帯の年金を含めた所得全体の底上げを図るため、年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施します。

■申請先

臨時給付金問い合わせ専用ダイヤル ☎(93) 1188

■対象

- 次の条件を全て満たす人
- 平成27年度簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の支給対象者である
- 平成29年3月31日までに65歳以上の年齢に達している
- 生活保護制度の被保護者でない
- 平成27年度分の住民税が課税されていない

※本人が課税されていない場合でも、課税者に扶養されている場合は、支給の対象外となります。

■支給額 1人につき3万円

※加算措置はないため、対象者全員が一律の支給額です。

■申請方法 支給対象と思われる人に、市から関係書類を4月下旬に郵送しています。申請は必要事項を記入し、同封の返信用封筒で送付してください。

■申請期限 7月26日（火）まで

※土・日曜日、祝日を除く

■提出書類

- 申請書
- 本人確認書類
- 口座を確認できる書類

■申請会場

- すこやかセンター2階会議室3
- 日吉台出張所

（申請書の受け取りのみ）

■その他

申請期間などは、各自治体によって異なります。富里市以外が申請先の場合は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認してください。



振り込め詐欺や個人情報の詐取に注意してください。



市からATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料の振込を求めることは絶対にありません。

もし不審な電話がかかってきた場合は、すぐに社会福祉課か最寄りの警察署に連絡してください。

市民課一部証明交付

毎月第2・4日曜日に市民課で扱う一部証明を交付しています。

■日時

5月8日（日）、22日（日）午前8時30分～午後5時15分

■場所 市民課（左図①）

■取り扱う証明

住民票の写し、印鑑登録証明書（印鑑登録証が必要）

※住民票の写しは、本人及び世帯員以外の人には交付できません。申請には運転免許証などの本人確認が必要です。

■市民課市民班

☎(93) 4086

市税休日納付相談

■日時 5月22日（日）午前9時～午後4時

■場所 国保年金課（左図②）

■納付相談などの対象 市・県民税 固定・都市計画税 軽自動車税、国民健康保険税

■問い合わせ先

● 納税課納税班

☎(93) 0433

● 国保年金課国保税班

☎(93) 4084

